条例の制定と一部改正

上位法の改正、及び利用目的の明確化や新たな企画調整室の設置などに伴う条例の制定、一部改正をするもの。

条例の制定

拳ノ川優良住宅 若者向けに

●町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定

現行の町営拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止し、若者世帯用住宅として明確にするため、新たに制定するもの。

主な内容は、現在、月額4万円の家賃を、子育て世帯を中心とした定住促進住宅の利用料と同額の2万円に、また、入居資格の年齢を45歳から50歳へ引き上げるもの。

可決（全員）

Q 小松 孝年議員
住宅を修繕する場合、入居者の負担についての考え方は。

A 森田 建設課長
修繕の関係は、町営住宅全般に係るが、入居者の過失による場合は入居者負担となるが、耐用年数の問題等もあり状況に応じて対応している。

Q 浅野 修一議員
年齢など、入居条件を満たさなくなった場合の対応は。

A 森田 建設課長
条件のいずれかに該当しなくなった場合は、3年以内に出ていただくようになる。

Q 森 治史議員
入居条件を満たさなくなった場合は3年以内に転出とのことだが、これは町長が必要と認める場合に該当するのか。

A 森田 建設課長
若者住宅への入居時には、使用期間を町長が別に定めている。

その期間と、年齢が該当しなくなった場合の3年の期間とは別で、施行規則で定めている。

拳ノ川特定優良賃貸住宅の内、右から4棟が若者定住住宅に変更された

討論

賛成 小松 孝年議員

この議案は、入居促進が目的で、家賃の値下げ、資格年齢の引き上げが主な内容で条例の一部改正ではなく制定としたものだ。

しかし、入居者の修繕費の負担については、今後、全体にかかわることなので本来なら修正を求めて反対すべきと思うが、少しでも早く入居者が入るよう願うと共に、再度検討し、明確な条文に改正することをお願いして、今回は賛成する。

条例の一部改正

先端設備取得の課税標準額0に

●税条例の一部改正

租税特別措置法に規定する中小事業者等が、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間、固定資産税の課税標準額を0とするもの。

可決（全員）

調査委員会庶務 地域住民課に

●いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部改正

先の3月議会に可決した行政組織条例の改正に伴い、調査委員会の庶務を住民課から地域住民課に改めるもの。

可決（全員）